平成２２年（フ）第３４２号
茨城県鉾田市串挽1788番地３
債務者　小沼　淳子（旧姓湯原）
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５４号
茨城県水戸市酒門町933番地の８
債務者　細谷　幸子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６０号
茨城県水戸市大塚町1866番地の122
債務者　本橋奈々子（旧姓成田）
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６７号
茨城県水戸市元吉田町3490番地の１　市営元吉田住宅３棟１Ｆ４号
債務者　川上　久子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２６２号
金沢市木越１丁目264番地１
債務者　松身　郁子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７９０号
京都市下京区西七条御領町76番地　第２吉村マンション102
債務者　中小路康典
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３０号
京都府長岡京市竹の台３番地　Ｅ３―402竹の台団地Ｅ３棟402
債務者　加嶋ひとみ（旧姓末久）
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２３号
京都市伏見区南寝小屋町71番地　リエス新堀川506号
債務者　重水　英治
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９０号
京都市山科区御陵別所町47番地　栄荘11号
債務者　上田　智史
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
兵庫県赤穂郡上郡町山野里1139番地27
債務者　芳賀　健悟
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３１号
兵庫県高砂市阿弥陀町北池49番地の12、従前の住所兵庫県高砂市松陽１丁目５番40―104号
債務者　世古　真弓
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３４９号
兵庫県加古川市加古川町河原277番地の１シティパーク加古川105号
債務者　滝野　　寿
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５１号
兵庫県加古川市山手１丁目13番４―104号
債務者　村上信一郎
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５７号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台７丁目132番地
債務者　正林　順子
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６９０号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地の399
債務者　下拂　正行
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９１号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地の399
債務者　下拂　芳恵
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１９号
広島県安芸郡府中町大須１丁目17番１号204
債務者　立分　和浩
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６７号
広島市安佐南区東野３丁目28番25号
債務者　大岡　　進
１　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部